

# 定 款

公益社団法人 徳島県畜産協会



# 公益社団法人徳島県畜産協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人徳島県畜産協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を徳島市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、畜産経営体及びその組織する団体等に対し経営・運営の指導、家畜の飼養管理及び保健衛生に関する技術指導を行い、併せて各種価格安定対策を推進することにより、畜産業の健全な発展と国民への安全で安心かつ良質な国産畜産物の安定的な供給の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 畜産経営体の生産基盤の確立及び安定化に関する事業
- (2) 畜産物の生産性の向上に関する事業
- (3) 消費者の畜産物への安全安心の確保に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、徳島県において行う。

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

2 正会員たる資格を有するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又はこれらを主たる構成員とする団体であって県の区域を越えない区域を地区とするもの又は県内に従たる事務所を有する全国の区域を地区とするもの。
- (2) 徳島県農業共済組合連合会又は県の区域の一部を区域とする農業共済組合
- (3) 県の区域内に主たる事務所を有し、畜産指導事業を行う団体であって、その直接若しくは間接の構成員の全部若しくは一部が農業者であるもの又はその主たる構成員が畜産指導事業を行う者であるもの

- (4) 徳島県及び徳島県内の市町村
- (5) 乳用牛、肉用牛、豚、鶏、その他家畜を飼養している者が構成する団体
- (6) 畜産の振興に寄与することを目的とする団体
- (7) 県内において畜産業を営む者

3 賛助会員たる資格を有する者は、この法人の目的に賛同する団体又は個人とする。

4 第2項に定める正会員の資格を有し、次条の定めにより正会員となった者をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下、「法人法」という。）に定める社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。この場合、会員になろうとする者が団体であるときは、その団体の定款若しくは規約を添付するものとする。

2 会長は、前項の書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

3 会長は、入会申込書の提出があったときは、理事会に諮り、その結果を入会申込者に通知する。

（会費）

第7条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、会員の退会等の場合においても、これを返還しない。

3 徳島県及び市町村は、会費の負担を免除する。

4 会費については、管理運営経費として全額使用する。但し、管理運営経費に充ててなお残余があるときは、公益目的事業費に充当することができるものとする。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えるものとする。

(1) この定款又はその他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) この法人の目的に支障を及ぼす重大な義務の不履行があったとき。

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会長は、前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会員が正当な理由なくして会費を1年以上納入しないとき。

- (2) すべての正会員が同意したとき。
- (3) 会員である団体が解散したとき。

(変更届の提出)

第11条 会員は、会員である団体の名称、住所、組織、代表者、定款若しくは規約に、個人にあつては、住所等に変更があつたときは、速やかに、理事会において別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

## 第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法に定める社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議又は承認する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬の総額の決定
- (4) 会員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が事故等により支障があるときは、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は、正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開会することができない。この場合、書面によって議決権を行使した正会員の数は、出席者数に算入する。

(議決権)

第18条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

- 2 書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる旨の招集通知があった場合には、正会員は、その権利を行使できる。
- 3 正会員は、代理人により議決権を行使できる。この場合、代理人として議決権を行使する者は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。

(決議)

第19条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 議長は、総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会において選任された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上13人以内
  - (2) 監事 2人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を会長、2人以内を副会長とし、1人を専務理事、1人を常務理事とすることができる。
  - 3 前項の会長及び副会長をもって法人法第91条第1項第1号に定める代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、正会員である団体の代表者としてその権利を行使する者又は個人のうちから総会の決議によって選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、正会員である団体の代表者又は個人以外の者を選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表してその業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又はこれが欠けたときは、理事会において予め決定した順位に従ってその職務を代行する。

4 専務理事及び常務理事は、この法人の業務を執行する。

5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した役員の前補欠として選任された役員の前任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、任期中であっても総会の決議によって解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

## 第6章 理 事 会

(構成)

第28条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故あるとき又はこれが欠けたときは、理事会において予め決定した順位に従って副会長が招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき又はこれが欠けたときは、出席した理事の中から選任する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、監事が当該提案について異議を述べたときを除いて、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第36条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成

- し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類を定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類についてはその承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか次の書類を5年間、併せて定款及び会員名簿を、それぞれ主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類  
(公益目的取得財産残額の算定)
- 第37条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第10章 事務局及び職員

### (事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 4 その他の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。

## 第11章 補 則

### (委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、会長 荒井義之、副会長 安芸通彦、副会長 吉本耕一とする。  
この法人の最初の専務理事は、多田利光とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の変更は、平成25年6月28日より施行する。
- 5 この定款の変更は、平成30年6月14日より施行する。
- 6 この定款の変更は、令和6年6月24日より施行する。